

Google Pay モバイルペイメント特約(ゆうちょデビット用)

第1条(本特約の適用等)

- 1 本特約は、「ゆうちょデビット会員規定」及び同規定に付随し又は関連する特約(以下総称して「会員規定等」といいます。)を承認のうえ、株式会社ゆうちょ銀行(以下「当行」といいます。)の所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方(以下「会員」といいます。)が、Google Pay モバイルペイメントを利用する場合の特則を定めるものです。なお、当行が会員の Google Pay モバイルペイメントの利用申込みを認めた日を Google Pay モバイルペイメント利用に係る契約成立日とします。
- 2 Google Pay モバイルペイメントの利用申込み及びその利用については、本特約に加えて会員規定等が適用されるものとします。本特約の条項と会員規定等の条項とが矛盾又は抵触する場合には、本特約の条項が優先的に適用されるものとします。

第2条(用語定義)

本特約において、用語の定義は以下に定めるものとします。なお、本特約における用語は、本特約において別途定義されない限り、会員規定等において定義される意義と同一の意義を有するものとします。

- ・Google Pay モバイルペイメント: 会員規定等及び本特約に基づき当行が提供する決済サービス及びそれに関連する機能・サービス等を、Google Inc.(以下「Google」といいます。)が提供するアプリケーション・機能等を用いて会員が利用できるサービス
- ・本件利用可能カード: 会員が本件利用申込みを行うことができる当行所定のカードの総称又は会員が本特約を承認のうえ、本件利用申込みを実際に行ったカード
- ・本件対応デバイス: Google その他の事業者が提供するスマートフォン等の機器のうち、Google Pay モバイルペイメントに対応した機器であって、会員が本件利用申込みを行い、かつ、Google Pay モバイルペイメントを利用する際に使用するもの
- ・トークン: 本件対応デバイスに発行される Google Pay モバイルペイメントに用いられる専用の識別情報
- ・本件会員情報: 本件利用申込み又は Google Pay モバイルペイメントの利用に当たり必要な本人確認情報及びトークン等の情報
- ・本件利用申込み: Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する会員が当行に対して行う Google 及び当行所定の方法による Google Pay モバイルペイメントの利用の申込み

第3条(Google Pay モバイルペイメント利用者)

本件利用可能カードを保有する会員のうち、本特約を承認のうえ、本件利用申込みを行い、当行が適当と認めた方を Google Pay モバイルペイメント利用者とします。なお、当行は本件利用可能カードにつき事前の予告なく追加・変更することができるものとします。

第4条(Google Pay モバイルペイメントの利用申込み)

- 1 会員は、Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する場合には、当該会員自らが、本特約を了承のうえ、当行に対し、本件利用申込みを行うものとします。
- 2 当行は、本件利用申込みを行った会員のうち、当行が Google 及び当行所定の基準により適当と認め

た会員を Google Pay モバイルペイメント利用者として認め、本件対応デバイスにトークンを発行し、Google Pay モバイルペイメントの利用を可能とします。

- 3 会員は、本件利用申込みに先立ち、自己の責任及び費用負担において、自己が管理する本件対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保並びにその他本件利用申込み及び Google Pay モバイルペイメントの利用に必要な準備を行うものとしします。
- 4 会員は、本件利用申込み又は Google Pay モバイルペイメントの利用に当たり、加盟店との取引が不成立となった場合は、当行へその旨の連絡を行うものとしします。

第 5 条(利用可能な加盟店)

- 1 Google Pay モバイルペイメント利用者が利用できる Google Pay モバイルペイメントを利用可能な加盟店及びその利用方法等については当行所定の方法(当行ホームページへの掲載等)によってお知らせします。本件対応デバイスのモデルにより、Google Pay モバイルペイメント利用者が利用できる Google Pay モバイルペイメントの利用可能な加盟店は異なります。なお、当行は、Google Pay モバイルペイメント利用者が利用できる Google Pay モバイルペイメントの利用可能な加盟店につき事前の予告なく追加、変更することができるものとしします。
- 2 Google Pay モバイルペイメントの利用可能な加盟店での利用にあたり、当該加盟店が複数の Google Pay モバイルペイメントで利用可能な決済サービスに対応しており、かつ、それらのいずれかを指定できる場合、Google Pay モバイルペイメント利用者は、実際に利用する決済サービスを自ら指定して利用するものとしします。

第 6 条(利用可能額及び利用代金の支払い)

- 1 Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件利用可能カードの利用可能額の範囲内で Google Pay モバイルペイメントを利用できるものとしします。
- 2 当行は、Google Pay モバイルペイメント利用者が前項に定める利用可能額を超えて Google Pay モバイルペイメントを利用した場合若しくはしようとした場合、利用可能額の範囲内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する場合等、利用状況が不相当又は不審であると合理的に認められる場合、又は利用代金の支払いが滞っている等の債務の不履行が生じた場合その他これらに相当する場合には、当行の裁量によって、Google Pay モバイルペイメントの利用を一時的に停止することができます。
- 3 Google Pay モバイルペイメント利用者は、本特約に基づく Google Pay モバイルペイメントの利用に関する一切の債務を、会員規定等に従い、本件利用可能カードの利用代金として、支払うものとしします。
- 4 Google Pay モバイルペイメント利用者が第 1 項に定める利用可能額の範囲を超えて Google Pay モバイルペイメントを利用した場合も、Google Pay モバイルペイメント利用者は、当然にその支払いの責を負うものとしします。

第 7 条(Google Pay モバイルペイメントの有効期限等)

- 1 Google Pay モバイルペイメントの有効期限は、当行所定の方法(当行ホームページへの掲載等)によって公表するものとします。
- 2 Google Pay モバイルペイメント利用者は、前項の有効期限の経過後も Google Pay モバイルペイメント

の利用を希望する場合には、再度本件利用申込みを行い当行の承諾を得ることを要するものとします。ただし、当行が当行所定の方法により、当該手続を経ず Google Pay モバイルペイメントの有効期限を自動で更新する場合があります。

- 3 Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay モバイルペイメントの有効期限の到来前であっても、Google 及び当行所定の方法により Google Pay モバイルペイメントの一時停止又は解約をすることができます。
- 4 Google Pay モバイルペイメントの有効期限の到来前であっても、本件利用可能カードの解約又は会員資格の喪失をした場合には、Google Pay モバイルペイメントは解約されます。
- 5 以下の各号のいずれかに該当する場合には、Google Pay モバイルペイメントは解約されることがあります。
 - ① 本件利用可能カードの紛失、本件利用可能カードに係るカード情報等の漏えい、本件対応デバイスの紛失等により不正利用のおそれが生じた場合
 - ② 本件利用可能カードの再発行及び他の本件利用可能カードへの切替等により本件利用可能カードの会員番号等が変更される場合
 - ③ Google 所定の事由又は本件対応デバイスの故障等により、本件対応デバイス内の本件会員情報が削除された場合

第 8 条 (Google Pay モバイルペイメントの一時停止・解約等)

- 1 当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対する事前の通知なく、Google Pay モバイルペイメントの一時停止又は解約をすることができるものとします。
 - ① Google Pay モバイルペイメント利用者が本特約又は会員規定等に違反し又は違反するおそれがあると当行が判断した場合
 - ② Google Pay モバイルペイメントの利用状況又は本件利用可能カードの利用状況が不適當若しくは不審であると当行が判断した場合
 - ③ 本件会員情報、本件対応デバイス又は本件利用可能カードが第三者によって拾得される等、当行が認識した事由に起因して Google Pay モバイルペイメントの不正利用の可能性があると当行が判断した場合
- 2 当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対する事前の通知なく、Google Pay モバイルペイメントの一部若しくは全部を一時的に停止し、又は Google Pay モバイルペイメントを終了できるものとします。
 - ① 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、本件対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Google Pay モバイルペイメントの一部又は全部の利用が困難であると Google 又は当行が判断した場合
 - ② その他、コンピュータシステムの保守等、Google 又は当行がやむを得ない事情で Google Pay モバイルペイメントの一部又は全部の一時停止又は終了が必要であると判断した場合
- 3 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令等に基づく場合その他の合理的に必要と認められる場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対して、当行が指定する書面の提出及び申告を求められることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていない

と認められる国又は地域においては Google Pay モバイルペイメントの利用を制限することができるものとします。

- 4 本条第1項から第3項までに定める事由又はこれらに類似する事由による Google Pay モバイルペイメントの一部又は全部の一時停止・解約・終了・利用制限等により Google Pay モバイルペイメント利用者に生じた損害につき、当行は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。また、当行が、Google Pay モバイルペイメント利用者に生じた損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。

第9条(善管注意義務、禁止事項等)

- 1 Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理するものとし、本人以外の第三者に Google Pay モバイルペイメントの利用をさせ又は利用のために占有を移転させてはなりません。
- 2 Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスにつき、その修理等による第三者への一時的な預入若しくは第三者への占有の移転、譲渡、貸与若しくは担保提供等又は廃棄等の一切の処分を行う場合には、事前に Google Pay モバイルペイメントを解約するものとします。
- 3 Google Pay モバイルペイメント利用者は、理由の如何を問わず Google Pay モバイルペイメントを解約し又は当行により解約された場合、Google 及び当行所定の方法により、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報が削除されていることを確認するものとします。
- 4 Google Pay モバイルペイメント利用者は、本件対応デバイスに保存されている本件会員情報を一切偽造・変造・複製・解析等をしてはならないものとします。
- 5 Google Pay モバイルペイメント利用者が前各項に違反したことに起因又は関連して Google Pay モバイルペイメントが不正に利用された場合、Google Pay モバイルペイメント利用者(Google Pay モバイルペイメントを解約済みか否かを問いません。)は、Google Pay モバイルペイメントの利用代金及び当行に生じた損害についてすべて支払いの責を負うものとします。
- 6 Google Pay モバイルペイメント利用者は、以下の各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとします。なお、この責任には Google Pay モバイルペイメントによる利用代金の支払責任を含みます。
 - ① 本件対応デバイスの紛失・盗難・詐取・横領等(以下総称して「紛失・盗難等」といいます。)により第三者に Google Pay モバイルペイメントを不正利用された場合
 - ② 本件会員情報の紛失・盗難等により第三者に Google Pay モバイルペイメント又は本件会員情報を不正利用された場合
 - ③ その他前各号に準じる事由で、第三者に Google Pay モバイルペイメント又は本件会員情報を不正利用された場合
- 7 前項各号のいずれかに該当する場合又は本件対応デバイス若しくは本件会員情報の紛失・盗難等が生じた場合、Google Pay モバイルペイメント利用者は、速やかにその旨を以下の連絡先に連絡することで当行に通知し、最寄の警察署に届け出たうえで、自身で Google 及び当行所定の方法により Google Pay モバイルペイメントを一時停止又は解約するものとします。この場合、当行への通知は、改

めて文書で届け出ていただく場合があります。

【連絡先】

ゆうちょデビットデスク

電話番号:0120-715-255

営業時間:9:00～17:00(12月30日～1月3日を除く)

第10条(免責)

1 Google Pay モバイルペイメント利用者は、以下の各号のいずれかに該当する場合又はその他合理的な理由により Google Pay モバイルペイメントの一部又は全部を利用できない場合であっても、当行はその責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。また、当行が、Google Pay モバイルペイメント利用者に生じた損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。

- ① 本件対応デバイス等の仕様・品質に起因する場合及び Google が Google Pay モバイルペイメントに関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害や技術・サービス内容の変更・終了等による場合
- ② 本件対応デバイスのモデルが変更される等、Google を含む本件対応デバイスを提供する事業者による本件対応デバイスの仕様変更がなされた場合
- ③ Google Pay モバイルペイメント利用者が第4条に定める本件利用申込みに必要な手続を完了しなかった場合
- ④ 本特約に定める、Google Pay モバイルペイメントの一時停止・解約・終了・利用制限等に該当する場合
- ⑤ 本件対応デバイス自体又は本件対応デバイス上のシステムの故障等及び、本件対応デバイスと端末機との通信状態の不具合等の場合
- ⑥ その他、会員規定等及び本特約に定める場合

2 Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay モバイルペイメント利用者が本件利用申込み又は Google Pay モバイルペイメントを利用したことにより、本件対応デバイスの各種機能又は本件対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Google Pay モバイルペイメント利用者又は第三者に損害が発生した場合であっても、当行は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。また、当行が、Google Pay モバイルペイメント利用者に生じた損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。

第11条(会員保障制度)

1 第9条第6項の規定にかかわらず、当行は、Google Pay モバイルペイメント利用者が紛失・盗難等により第三者に Google Pay モバイルペイメント又は本件会員情報を不正利用された場合であって、同条

第7項の規定に従い警察及び当行への届出がなされたときで本条第4項の手続が遅滞なく履行されたときは、これによつて Google Pay モバイルペイメント利用者が被る Google Pay モバイルペイメント又は本件会員情報の不正利用による損害をてん補します。

2 前項による保障期間は契約成立日から1年間とし、毎年自動的に継続されるものとします。

3 前各項の規定にかかわらず、以下の場合又は損害については、当行はてん補の責を負いません。

- ① Google Pay モバイルペイメント利用者の故意又は重大な過失に起因する損害
- ② 損害の発生が保障期間外の場合
- ③ Google Pay モバイルペイメント利用者が次項の義務を怠った場合
- ④ 紛失・盗難等又は被害状況の届けが虚偽であった場合
- ⑤ 暗証番号の入力、指紋認証その他、本件対応デバイスにおける本人認証の仕組みを利用した取引についての損害
- ⑥ 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
- ⑦ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
- ⑧ その他会員規定等又は本特約に違反する利用等に起因する損害

4 Google Pay モバイルペイメント利用者は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害のてん補に必要と認める書類を当行所定の方法により当行に提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

第12条(非保証)

当行は、Google Pay モバイルペイメントに関連するか否かに関わりなく、Google 及び本件対応デバイスの提供事業者が提供又は配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

第13条(Google Pay モバイルペイメントの終了及び停止)

Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google 又は当行が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく Google Pay モバイルペイメントを終了又は一時停止する場合があります。なお、この場合、当行はその責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。また、当行が、Google Pay モバイルペイメント利用者に生じた損害について責任を負う場合であっても、当行の責任は、通常帰すべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については、責任を負わないものとします。ただし、当行に故意又は重過失がある場合は、その限りでないものとします。

- ① 本件対応デバイス又はこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合
- ② 当行又は Google の業務の遂行上重大な支障がある場合
- ③ その他当行又は Google が、Google Pay モバイルペイメントの終了又は一時停止が必要と判断した場合

第14条(本特約の変更)

1 当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項

を変更することがあります。

2 前項の変更をする場合には、当行は、変更をする旨、変更後の条項の内容およびその効力発生時期を当該効力発生時期の相当な期間前に当行ホームページへの掲載による公表その他適切な方法により周知します。

※「Google Pay」は、Google LLC の商標です。

(2026年3月25日時点)

「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約

<「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約(以下「本同意条項特約」といいます。)は Google Pay モバイルペイメント特約の一部を構成します。本同意条項特約に規定する語句の定義は、特段の定めがない限り、「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び Google Pay モバイルペイメント特約の定義と同じ意味を有するものとします。>

第1条(個人情報の収集・保有・利用等)

1 Google Pay モバイルペイメント利用者又は Google Pay モバイルペイメントを利用しようとする者(以下総称して「Google Pay モバイルペイメント利用者等」といいます。)は、Google Pay モバイルペイメント特約に係る取引(本件利用申込みを含みます。)を含む当行との取引の管理並びに付帯サービスの提供のため、以下の①から⑥までの情報(以下総称して「個人情報」といいます。)について、当行が保護措置を講じたうえで、収集(Google Asia Pacific Pte. Ltd.(以下「Google」といいます。))が当行に下記①から③までの情報を提供し、当行が当該情報の提供を受けることを含みます。・保有・利用することにつき、あらかじめ同意するものとします。

- ① Google Pay 及び Google Pay モバイルペイメントアカウントの利用状況(個別の利用明細については収集しません。)
- ② 本件対応デバイスに関する情報(電話番号、名前、モデル等を含みます。)
- ③ 本件利用申込み時の位置情報
- ④ 本件利用申込み状況及び登録情報
- ⑤ Google Pay モバイルペイメントの利用状況
- ⑥ 上記①から⑤までに準じる情報

2 Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当行が以下の目的のために個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。

- ① 当行のゆうちょデビット(それに付随して提供するサービスを含みます。)及びその他当行の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・Eメール配信等による営業案内、関連するアフターサービスの提供

※ 当行の具体的な事業内容は、当行ホームページ(<https://www.jp-bank.japanpost.jp/>)に常時掲載しております。

② 第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話や E メール配信等による営業案内

③ Google Pay の登録状況、本件利用可能カードの利用状況の調査及び分析を通じた商品開発、マーケティング分析(個人を特定できないよう加工した分析結果を第三者へ提供する方法等によりマーケティングに活用することを含みます。)、並びにその他当行の事業における市場調査

3 Google Pay モバイルペイメント利用者等は、前項の利用について、中止の申出ができます。ただし、各取引の規定等に基づき当行が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。なお、前項に同意しない場合でも、これを理由に当行が本件利用申込みをお断りすることや Google Pay モバイルペイメントの解約の手続をとることはありません。

4 Google Pay モバイルペイメント利用者等は、個人情報につき当行所定の匿名化措置を講じたうえで当行が Google と共有し、同社が Google Pay モバイルペイメントの提供に必要な行為及び Google Pay モバイルペイメント並びに同社の製品・技術の改善等に利用することについてあらかじめ同意するものとします。

5 Google Pay モバイルペイメント利用者等は、第1項(4)及び(5)の個人情報を、日本郵政グループ・プライバシーポリシー及びゆうちょ銀行プライバシーポリシーに基づき、日本郵政グループ各社で次の目的のために利用することに同意します。この項に基づく利用に係る個人情報の管理について、責任を有する者は日本郵政株式会社となります。なお、日本郵政グループ各社の範囲その他詳細についてはインターネットの日本郵政株式会社ホームページ又はゆうちょ銀行ホームページ「日本郵政グループにおけるお客さまの個人データの共同利用について」において確認するものとします。

① 各種サービスに関するご案内、研究及び開発のため

② 各種サービスのご提供に際しての判断のため

③ 各種リスクの把握及び管理等、日本郵政グループとしての経営管理業務の適切な遂行のため

第2条(個人情報の預託)

Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当行が当行の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含みますがこれらに限られません。)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。)する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項特約に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。なお、当行の事務において、Google Pay モバイルペイメントに関する Google Pay モバイルペイメント利用者等への通知にショートメッセージサービス(SMS)を利用する場合は、Google Pay モバイルペイメント利用者等の携帯電話番号を携帯電話通信事業者に預託するものとします。

第3条(個人情報の開示・訂正・追加・削除)

1 Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当行所定の窓口申し出ることにより、自己に関する個人情報の開示、訂正、追加又は削除を求めることができます。開示請求手続の詳細(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)は、当行所定のホームページ掲載の窓口で確認してください。

2 万一当行の保有する Google Pay モバイルペイメント利用者等の個人情報の内容が事実と相違してい

ることが判明した場合、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められているときを除き、当行は、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに訂正、追加又は削除に応じるものとします。

第4条(本件利用申込みが認められない場合)

本件利用申込みが当行により認められない場合であっても、Google Pay モバイルペイメント利用者等が本件利用申込みをした事実は、第1条第1項に定める目的に基づき、本件利用申込みが認められない理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第5条(退会後又は会員資格取消後の場合)

ゆうちょデビット会員規定第27条による退会並びに本規定第24条及び第25条による会員資格の取消並びに Google Pay モバイルペイメントの解約・中止・終了等の後であっても、第1条第1項に定める目的及び開示請求等に必要範囲で、法令等又は当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第6条(個人情報に関するお問い合わせ)

1 第1条第3項に定める中止のお申出は、以下の当行担当窓口までお願いします。

<ゆうちょデビットデスク>

電話番号:0120-715-255

営業時間:9:00~17:00(12月30日~1月3日を除く)

2 個人情報の開示・訂正・削除等の Google Pay モバイルペイメント利用者等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当行担当窓口までお願いします。

<ゆうちょ銀行 本社 個人情報開示担当窓口>

〒100-8793 東京都千代田区大手町 2-3-1 大手町プレイス ウェストタワー

※手続の詳細については、当行ホームページをご確認ください。

第7条(条項の変更)

- 1 当行は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項を変更することがあります。
- 2 前項の変更をする場合には、当行は、変更をする旨、変更後の条項の内容及びその効力発生時期を当該効力発生時期の相当な期間前に当行ホームページへの掲載による公表その他適切な方法により周知します。

第8条(合意管轄裁判所)

会員等と当行の間で個人情報について、紛争の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

※「Google Pay」は、Google LLC の商標です。

(2026年3月25日時点)